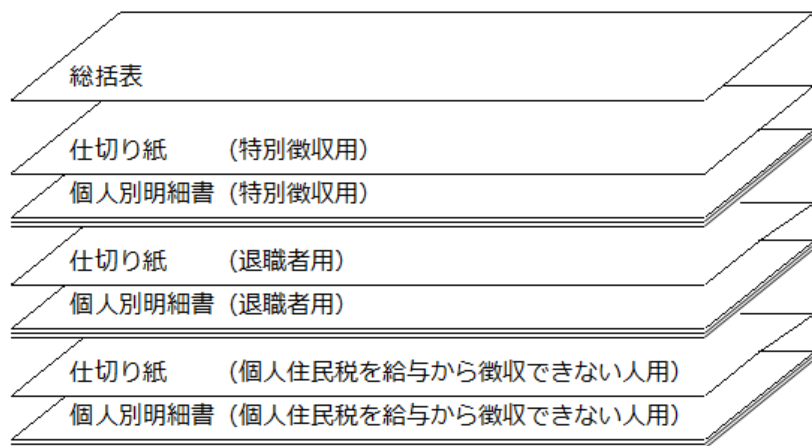


この様式は、岐阜県内の市町村で使用
します。切り取ってお使いください。

<留意点>

1. 仕切り紙「退職者用」及び「個人住民税を給与から徴収できない人用」に綴る方は、普通徴収となる方です。
2. ただし、上記1のみでは普通徴収への切替えは完了しないため、上記1により報告した方については、給与支払報告書を送付した後、必ず給与所得者異動届出書を提出してください。
3. 「個人住民税を給与から徴収できない人用」の該当する項目（a～d および計）の【 人】に人数を記入してください。
4. 「個人住民税を給与から徴収できない人用」の項目に該当しない場合は、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収していただかなければなりません。（地方税法321条の4）
※この場合、普通徴収を希望しても特別徴収となります。
5. 給与支払報告書は、下の図のような順番で綴ってください。



⑥

仕切り紙

特別徴収用

名分

- この紙の下は、特別徴収者用（「退職者用」及び「個人住民税を給与から徴収できない人用」の対象者を除く。）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

⑥ 仕切り紙

退職者用

名分

- この紙の下は、既に退職し、市町村民税・県民税を給与から徴収できない方の給与支払報告書（個人別明細書）を綴って下さい。

⑥ 仕切り紙

個人住民税を給与から
徴収できない人用

理由

- a【 人】 乙欄適用である
- b【 人】 給与が支給されない月がある
- c【 人】 事業専従者のみ
（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- d【 人】 退職予定者（5月までに退職予定の者）
- 計【 人】

- この紙の下は、市町村民税・県民税を給与から徴収できない方（理由 a～d）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。
- 上記理由に該当しない場合、普通徴収希望とされても、地方税法の規定により、特別徴収へ切り替えることがあります。